

蘇我特定地区整備計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 蘇我特定地区整備計画の推進に関し、総合的な調整を行うため、蘇我特定地区整備計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 蘇我特定地区整備計画の推進についての庁内の総合的な調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、蘇我特定地区整備計画の推進に係る重要事項の調査審議に関すること。

(組織等)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は都市局の事務を担当する副市長を、副会長は都市局長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、推進会議を主宰する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員を推進会議に出席させて説明を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進会議で審議する事項について協議し、及び検討するため、推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は都市部長を、幹事は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が主宰する。
- 5 幹事会は、幹事長が必要と認めるときに招集する。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、関係職員を幹事会に出席させて説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、都市局都市部市街地整備課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年11月18日から施行する。
- 2 この要綱は、平成16年12月10日から施行する。
- 3 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(連絡会議設置要綱の廃止)

- 8 蘇我臨海部開発整備基本構想連絡会議設置要綱（平成8年8月16日施行）は、廃止する。

別表第 1

総務局長	総務局総務部長
総合政策局長	総務局情報経営部長
財政局長	総合政策局総合政策部長
市民局長	財政局財政部長
保健福祉局長	市民局生活文化スポーツ部長
環境局長	保健福祉局次長
経済農政局長	環境局環境保全部長
建設局長	環境局資源循環部長
消防局長	経済農政局経済部長
教育長	都市局次長
	都市局都市部長
	都市局建築部長
	都市局公園緑地部長
	建設局次長
	建設局土木部長
	建設局道路部長
	消防局警防部長
	教育委員会生涯学習部長

別表第 2

総務局危機管理課長
総務局防災対策課長
総務局総務部総務課長
総務局情報経営部業務改革推進課長
総合政策局総合政策部政策企画課長
総合政策局総合政策部政策調整課長
財政局財政部財政課長
市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課長
保健福祉局保健福祉総務課長
保健福祉局地域福祉課長
環境局環境保全部環境総務課長

環境局環境保全部環境保全課長
環境局環境保全部環境規制課長
環境局資源循環部廃棄物対策課長
環境局資源循環部廃棄物施設課長
経済農政局経済部経済企画課長
都市局都市部都市計画課長
都市局都市部交通政策課長
都市局都市部市街地整備課長
都市局建築部住宅政策課長
都市局建築部建築指導課長
都市局建築部建築審査課長
都市局建築部宅地課長
都市局公園緑地部緑政課長
都市局公園緑地部公園管理課長
都市局公園緑地部公園建設課長
建設局土木部維持管理課長
建設局土木部路政課長
建設局道路部道路計画課長
建設局道路部街路建設課長
建設局下水道建設部下水道計画課長
消防局警防部警防課長